

受付日：2022-04-18

様式28

事業継続力強化計画に係る認定申請書（控）

令和4年4月18日

中部経済産業局長 殿

住	所	岐阜県羽島郡笠松町門間534番地
名	称	株式会社道家経営・法務事務所
代表者の役職及び氏名		代表取締役 道家 睦明

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別紙)

## 事業継続力強化計画

### 1 名称等

事業者の氏名又は名称 株式会社道家経営・法務事務所  
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 道家 睦明  
資本金又は出資の額 5,000,000円 常時使用する従業員の数 0名  
業種 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)  
法人番号 5200002010955 設立年月日 1964年5月22日

### 2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当社は、岐阜県羽島郡笠松町で、経営コンサルティング業と不動産賃貸業を営業しており、経営コンサルティング業では各種の経営支援の機関を通じて、東海三県を中心とした事業者の支援を継続的に実施しているとともに、近隣の事業者に倉庫等を賃貸する形で、事業展開の支援もしている。そのため、当社が早期に復旧しないと、支援先および賃貸先の事業の推進が滞り、影響を及ぼすことになる。
事業継続力強化に取り組む目的	下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。 1. 自然災害、感染症発生時において、人命を最優先として、従業員と従業員の家族、および来社客の安全と生活を守る。 2. 地域社会の安全に貢献する。 3. 来社客と従業員の安全と生活を守り、同時に地域の事業者の経済支援の役割も果たす。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	当社の事業拠点は、岐阜県羽島郡笠松町にあり、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が、62.7% (J-SHIS地図参照)。当該地震による津波は想定されていない(国土交通省ハザードマップ参照)。しかし、長良川と木曽川に挟まれた地域であり、洪水がしばしば発生してきた地域であり、木曽川の想定最大規模では3m~5m、長良川の想定最大規模では0.5m~3mと予想されている(笠松町ハザードマップ参照)
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(想定する自然災害等) 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱の地震による影響であり、その被害想定は下記の通り。  (人員に関する影響) 営業時間中に地震が発生した場合、当社従業員だけでなく、来社されているお客様も含めて、事務所内の設備や什器の散乱・落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。 また、周辺道路が地震の影響で通行止めになれば、お客様も従業員も帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。 これらの被害が事業に与える影響として、復旧作業が遅れ、それに伴って営業再開も遅れることになり、顧客に迷惑をかける、売上が減少するなどが想定される。  (建物・設備に関する影響) 当社の事務所は耐震構造にはなっているが、ガラス面が多く、事務所周辺へのガラスの飛散が想定される。さらに、設備とともに事務所内の什器の散乱、破損が予想される。停電が発生すれば、パソコンなどの電子機器を活用した作業ができなくなり、業務に大きく影響する。

インフラについては、電力・水道は1週間程度、ガスは2週間程度供給が停止するほか、周辺道路の損傷は、2週間程度回復まで必要となる見込み。

これら被害が事業活動に与える影響として、それらが回復するまでは営業停止を余儀なくされる。

(資金繰りに関する影響)

資金繰りについては、営業休止により営業収入が得られなくなることが想定され、円滑な資金調達ができなければ運転資金が枯渇する恐れがある。巨大地震が発生した場合は混乱も大きく、外注等の支払いも滞りが生じる。

これらの被害が事業活動に与える影響として、売上が減少する一方、固定費等の支出が増加し資金繰りが悪化することが想定される。

(情報に関する影響)

PCおよびサーバーに入っている作成資料データだけでなく、様々なノウハウや資料類、電子化されている顧客先名簿や会計帳簿などの書類が毀損した場合、取引状況だけでなく、ノウハウや人脈などの情報が紛失することで、営業再開が遅れることが想定される。

### 3 事業継続力強化の内容

#### (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	事務所および敷地内の安全エリアを設定し、周知。避難経路を表示、案内標識を確認。
		従業員の安否確認	発災直後	事務所内の声かけによる安否確認をするルールを設定。携帯電話会社の安否確認サービスを活用。従業員の連絡先一覧表の整備（携帯電話番号、メールアドレス、SNS、住所、通勤手段等）
		生産設備の緊急停止方法	発災直後	緊急時の機器停止手順の表示と周知・確認。
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後 1 時間以内	設置基準（震度、被害状況から）の策定・周知。 災害対策本部の体制の決定・周知。 代表不在の場合の代理者選定ルールの決定・周知。
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況、業務への影響の有無の確認。当該情報の第一報を取引先並びに地元の自治体当局、商工団体に報告。	発災後 1 2 時間以内	被害情報の確認手順の整理。被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等。 地元自治体、商工団体、主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成。

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	<p>自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備</p>	<p>&lt;現在の取組&gt; 現在、具体的な対策は行っていない。</p> <p>&lt;今後の計画&gt; 店舗から2km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。 出勤できない従業員が発生した時のために、顧客や業務内容毎に簡易なマニュアルを作成し、従業員同士で閲覧可能な状態にする。 回復が見込める段階での応援を要請するために、協働先等との相互の協力体制の取り決めをしておく。</p>
B	<p>事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入</p>	<p>&lt;現在の取組&gt; 火災報知器および消火器については常備している。</p> <p>&lt;今後の計画&gt; 揺れによる店内装飾などが落下しないように、ボルトでの締め付け、ワイヤーなどでの補強を実施する。 火災が発生しにくくなるように、震度センサー付きの機器に変更を検討する。</p>
C	<p>事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保</p>	<p>&lt;現在の取組&gt; 火災保険(地震保険)加入済み。</p> <p>&lt;今後の計画&gt; 地震など災害が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メイン銀行の十六銀行の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。</p>
D	<p>事業活動を継続するための 重要情報の保護</p>	<p>&lt;現在の取組&gt; サーバーは一日一回クラウドに同期している。 作業データは、クラウドサービスを利用して随時更新している。</p> <p>&lt;今後の計画&gt; 継続して、地震が発生した場合にも対応できるように、クラウドサービスを活用してバックアップを随時とる。</p>

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1		0	0	0

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設備が義務付けられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	十六銀行 柳津支店
住所	岐阜県岐阜市柳津町本郷4丁目1-1
代表者の氏名	高田 稔
協力の内容	地震等の大災害が発生した際に緊急融資が受けられるような日常的なコミュニケーションを実施する。

名称	笠松町商工会
住所	岐阜県羽島郡笠松町春日町15-1
代表者の氏名	会長 岡田悠子
協力の内容	大規模な地震の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。 地震に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。 発災した際の被災情報の情報共有をする体制を構築する。

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

発災に向け、平時の取組については、代表取締役の指揮の下で実施する。  
年1回(9月の防災の日を予定)以上、発災を想定した避難誘導訓練や教育を実施する。  
年1回(事業年度末である12月を予定)以上、事業継続に向けた取組内容を確認し、見直す打合せをする。

#### 4 実施期間

2022年5月～2024年12月

#### 5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
			0

#### 6 その他

##### (1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

##### (2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証（※2）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用方針に基づきBCPを策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国家規格